

平成31年度 公文書開示状況（4月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
4	H31. 2. 7	H31. 4. 8	「IR推進法の成立について（平成28年12月26日）、会議等議事要旨記録票（統合型リゾート（IR）に関する現状について）（平成29年10月25日）、会議等議事要旨記録票（統合型リゾート（IR）に関する現状について）（平成29年11月29日）、会議等議事要旨記録票（臨海副都心（青海地区北側）をめぐる現状とIR法案の見直し）（平成30年3月27日）、会議等議事要旨記録票（IR整備法案の概要について）（平成30年6月11日）、会議等議事要旨記録票（IR整備法成立後の動き（想定））（平成30年7月12日）、会議等議事要旨記録票（IRについての国の説明会、アンケートについて）（平成30年7月30日）、会議等議事要旨記録票（IR委託調査について）（平成30年8月8日）、会議等議事要旨記録票（IRにかかる国の自治体意向調査について）（平成30年10月24日）、平成30年度特定複合観光施設に関する影響調査第1回WS議事要旨（平成30年10月30日）、平成30年度特定複合観光施設に関する影響調査第2回WS議事要旨（平成30年11月16日）、平成30年度特定複合観光施設に関する影響調査第3回WS議事要旨（平成30年11月28日）、平成30年度特定複合観光施設に関する影響調査第4回WS議事要旨（平成30年12月10日）、平成30年度特定複合観光施設に関する影響調査第5回WS議事要旨（平成30年12月25日）」	162	1													・氏名は、個人に関する情報で、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号該当） ・国家公務員の氏名は、個人に関する情報で、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、関係者との信頼関係が損なわれ、都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7号第2号、第6号該当） ・カジノオペレーターの状況は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。関係者から提供を受けた非公開情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第3号該当、第7条第6号該当） ・統合型リゾート（IR）に係る現状認識、想定スケジュール、調査委託の最終報告書イメージ、報告書の表記に係る事業者との調整は、検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれや、確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。（条例第7条第5号該当） ・IR整備に係る意向調査アンケート、区域整備計画の認定申請に係る意向確認等調査、立地は、検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれや、確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた非公開情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第5号、第6号該当） ・他団体の動向。他自治体の動向は、関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた非公開情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第6号該当）	港湾局 総務部 企画計理課
5	H31. 2. 7	H31. 4. 8	「平成29年度臨海副都心青海地区北側開発に関する調査委託」の報告書、報告書要点版及び報告書概要版	90	1													港湾局 臨海開発部 開発企画課	
6	H31. 2. 7	H31. 4. 8	「平成29年度臨海副都心青海地区北側開発に関する調査委託」にかかる「打合せ記録簿（平成29年12月15日）、打合せ記録簿（平成30年1月10日）、打合せ記録簿（平成30年1月24日）、打合せ記録簿（平成30年3月1日）」	7	1													・氏名は、個人に関する情報で、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号に該当）	港湾局 臨海開発部 開発企画課

月整理番号	請求年月日	決定期日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	H31.3.26	H31.4.9	「平成30年度京浜運河（八潮一丁目）防潮堤建設工事（その4）」の「共通仮設費算定根拠」	35	1														<ul style="list-style-type: none"> ・見積提出会社の会社名、見積価格は、予定価格算出に際しては、通常は設計単価表から引用して行いが、設計単価表に該当する材料がない場合に限り例外的に見積りを徴収する。このような場合、見積りを徴収する材料を供給できる事業者は業界の中にあって少数であることから、当該情報を公開すると、事業者を特定することが可能となる。このため、法人の競争上の地位が具体的に侵害されると認められる。（条例第7条第3号に該当） ・見積提出会社の会社名、見積価格を公開することにより、当該会社と都との信頼関係が損なわれ、積算業務の適正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積会社の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがある。（条例第7条第6号に該当） 	港湾局 港湾整備部 建設調整課
8	H31.3.26	H31.4.9	「平成30年度平和島運河（昭和島一丁目）防潮堤建設工事」、 「平成30年度辰巳運河（東雲一丁目）内部護岸（補強）建設及びその他工事」の「共通仮設費算出根拠」	17	1														港湾局 港湾整備部 建設調整課	
9	H31.2.13	H31.4.12	「平成29年度臨海副都心青海地区北側開発に関する調査委託」にかかる 「打合せ記録簿（平成29年12月15日）、打合せ記録簿（平成30年1月10日）、打合せ記録簿（平成30年1月24日）、打合せ記録簿（平成30年3月1日）」	7	1						1								<ul style="list-style-type: none"> ・氏名は、個人に関する情報で、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
10	H31.2.13	H31.4.12	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年度臨海副都心におけるMICE・国際観光拠点化に向けた開発コンセプト等調査委託」の報告書、要点版、概要版及びパース ・「平成25年度臨海副都心におけるMICE・国際観光拠点化に向けた開発コンセプト等調査委託」の報告書 ・「平成26年度臨海副都心における公共空間の一体利用等調査委託」の報告書、報告書要点版及び報告書概要版 ・「平成29年度臨海副都心青海地区北側開発に関する調査委託」の報告書、報告書要点版及び報告書概要版 	425	1														港湾局 総務部 企画計理課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
11	H31. 2. 13	H31. 4. 12	「IR推進法の成立について（平成28年12月26日）、会議等議事要旨記録票（統合型リゾート（IR）に関する現状について）（平成29年10月25日）、会議等議事要旨記録票（統合型リゾート（IR）に関する現状について）（平成29年11月29日）、会議等議事要旨記録票（臨海副都心（青海地区北側）をめぐる現状とIR法案の見直し）（平成30年3月27日）、会議等議事要旨記録票（IR整備法案の概要について）（平成30年6月11日）、会議等議事要旨記録票（IR整備法成立後の動き（想定））（平成30年7月12日）、会議等議事要旨記録票（IRについての国の説明会、アンケートについて）（平成30年7月30日）、会議等議事要旨記録票（IRにかかる国の自治体意向調査について）（平成30年10月24日）」	50	1														<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の氏名は、個人に関する情報で、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、関係者との信頼関係が損なわれ、都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7号第2号、第6号該当） ・カジノオペレーターの状況は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。関係者から提供を受けた非公開情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第3号該当、第7条第6号該当） ・統合型リゾート（IR）に係る現状認識、想定スケジュールは、検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれや、確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。（条例第7条第5号該当） ・IR整備に係る意向調査アンケート、区域整備計画の認定申請に係る意向確認等調査、立地は、検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれや、確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた非公開情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第5号、第6号該当） ・他団体の動向。他自治体の動向は、関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた非公開情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第6号該当） 	港湾局 総務部 企画計理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
12	H31. 4. 2	H31. 4. 16	「平成30年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築空調設備工事」の「見積比較表」	11	1														<ul style="list-style-type: none"> ・見積提出会社の会社名、見積価格は、予定価格算出に際しては、通常は設計単価表から引用して行うが、設計単価表に該当する材料がない場合に限り例外的に見積りを徴収する。このような場合、見積りを徴収する材料を供給できる事業者は業界の中にあつて少数であることから、当該情報を公開すると、事業者を特定することが可能となる。このため、法人の競争上の地位が具体的に侵害されると認められる。(条例第7条第3号に該当) ・見積提出会社の会社名、見積価格を公開することにより、当該会社と都との信頼関係が損なわれ、積算業務の適正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積会社の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがある。(条例第7条第6号に該当) ・本文書のうち、都が独自に定めた決定単価の算定に当たって用いる見積価格等に対する乗率を開示することにより、今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積会社の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがある。(条例第7条第6号に該当) 	港湾局 港湾整備部 建設調整課
13	H31. 4. 9	H31. 4. 18	「平成28年度南北線中防内側陸上トンネル整備工事」(第7回設計変更分)の「変更工事費総括書、変更種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書」	108	1														港湾局 港湾整備部 建設調整課	
14	H31. 4. 1	H31. 4. 18	「平成30年度港湾工事設計単価表(平成30年4月1日)」	383	1														港湾局 港湾整備部 技術管理課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
15	H31.4.1	H31.4.23	「平成31年度港湾工事設計単価表（平成31年4月1日）」	409		1													<p>・港湾工事設計単価表（平成31年4月1日）の一部は、法人が販売する月刊誌等の刊行物に掲載されている単価情報を引用した単価である。これらの単価情報は当該法人が保有する販売上の情報である。引用した単価が開示された場合、刊行物を購入することなく不特定多数が単価情報を入手し得ることになるため、刊行物の販売に影響を及ぼすこととなる。当該法人にとって、刊行物の販売収入は事業運営を支える根幹であり、刊行物の販売が阻害された場合事業活動が損なわれることとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる。（条例第7条第3号に該当）</p> <p>・港湾工事設計単価表（平成31年4月1日）の一部を公開することにより、当該法と都との信頼関係が損なわれ、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがある。（条例第7条第6号に該当）</p>	港湾局 港湾整備部 技術管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
16	H31. 4. 1	H31. 4. 23	「平成31年度港湾工事設計単価表（平成31年4月1日）」	409		1													<p>・港湾工事設計単価表（平成31年4月1日）の一部は、法人が販売する月刊誌等の刊行物に掲載されている単価情報を引用した単価である。これらの単価情報は当該法人が保有する販売上の情報である。引用した単価が開示された場合、刊行物を購入することなく不特定多数が単価情報を入手し得ることとなるため、刊行物の販売に影響を及ぼすこととなる。当該法人にとって、刊行物の販売収入は事業運営を支える根幹であり、刊行物の販売が阻害された場合事業活動が損なわれることとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる。（条例第7条第3号に該当）</p> <p>・港湾工事設計単価表（平成31年4月1日）の一部を公開することにより、当該法と都との信頼関係が損なわれ、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがある。（条例第7条第6号に該当）</p>	港湾局 港湾整備部 技術管理課
17	H31. 4. 9	H31. 4. 23	「平成30年度特定複合観光施設に関する影響調査委託」の「報告書」	33	1														港湾局 総務部 企画計理課	
18	H31. 4. 16	H31. 4. 23	「平成29年度ケーソン製作棧橋補修工事（その2）」の「数量計算書、共通仮設費算定根拠」	26	1														港湾局 離島港湾部 管理課	
19	H31. 4. 11	H31. 4. 24	ネズミの絵がかかれた防潮堤のパネルの取り外し状況、報告書及び扉の取り扱い状況の記録					1											港湾局 東京港建設事務所 庶務課	